

護梅編

証方一中

第
三
款
署
名
捺
印
廿
九
託
唇
印
白
印
白
印

蔡林成

蔡林成

第三款 署名捺印 七廿ル 証各

第三十七條 以下 於 署名及 印章之 有

法律 本條 以下 於 署名及 印章之 有

廿九書類 其出所 爭 出 印章之 有

定 是 凡 昏類 署名若 久 捺印 七 下 夕 ル

書類 比 証 扱 方 有 之 更 二 少 十 八

是 等 凡 書類 之 記載 七 夕 事 実 証 扱

又 造 凡 以 本 來 凡 目的 十 二 非 二 之 寧

口 參 考 昏 若 夕 凡 覺 書 夕 凡 二 外 十 凡 廿 凡 力 故 十

リ 然 凡 其 中 二 三 八 或 凡 特 別 十 凡 情 况 下 凡 力

一	日	中	人	扱	益	律	証	之	何
商	看	キ	帳	カ	三	心	扱	之	人
人	做	ハ	簿	ヲ	於	高	ヲ	ト	ト
カ	サ	此	簿	有	テ	人	自	テ	至
化	ル	記	簿	ス	ル	帳	作	ハ	比
非	二	載	他	ル	誤	簿	心	シ	自
商	十	ハ	商	ト	テ	カ	之	ト	己
人	分	知	人	テ	之	其	ト	至	不
人	十	以	日	規	非	商	テ	比	利
并	リ	テ	リ	定	商	人	得	支	益
疎	ト	商	買	セ	人	二	サ	シ	十
ヲ	不	人	入	リ	備	対	ル	テ	ル
受	又	カ	心	故	利	心	モ	自	事
テ	例	代	知	三	益	他	ハ	己	実
タ	ハ	價	州	例	二	人	テ	二	自
リ	ハ	入	ト	ハ	於	高	リ	利	白
ト	帳	債	託	ハ	テ	人	故	益	白
記	簿	務	ス	一	モ	人	テ	十	ヲ
之	二	者	ル	商	証	利	法	ル	為

然
レ
下
毛
注
律
ハ
高
十
一
ハ
區
別
ヲ
差
セ
リ

凡此一事以之最早并濟其此ルハ權利

ナキモノトシテ看做サルニ十分ナリトス

他ハ一方ニ於テハ帳簿ハ特ニ對スル此不利

益ナリト記載スル効力ハ自白ノ理論ニ根基スルヲ

以テ已ニ五條ノ下ニ於テ示シタル自白

不可分ノ原則ニ依リテ之ヲ制限セサル可カラズ

之而シテ此原則ハ裁判上ノ自白ニ關スル規定

ハ下ニ於テ之カ説明ヲ為スベシトシテ三十八條參

看令ハ只設例トシテ左ノ注意ヲ為スルヲ得

即チ若シ一商人ノ帳簿ニ其商人カ利息ト

或ル金額ヲ受取リタルト記スルトキハ債

元	ハ	充	可	是	シ	例	天	務	シ
是	他	セ	シ	金	テ	ハ	并	者	テ
科	人	リ	又	ト	受	ハ	滿	ハ	或
人	債	ト	帳	シ	取	シ	シ	他	ル
場	務	託	簿	テ	リ	帳	リ	人	金
合	ナ	載	ニ	并	タ	簿	ト	託	額
ニ	リ	ル	并	滿	ト	ニ	主	扱	ヲ
於	ト	ル	滿	シ	記	其	張	ア	受
テ	主	ト	テ	外	ス	高	ス	ル	取
若	張	ト	或	リ	ル	人	ル	ニ	リ
決	ス	人	定	ト	片	カ	ト	非	タ
債	下	債	マ	主	ハ	或	ト	サ	リ
務	テ	務	リ	張	ハ	ル	テ	レ	ト
者	得	者	タ	ス	債	金	得	元	記
カ	サ	ハ	ル	ル	務	額	サ	金	ス
其	ル	并	下	下	者	テ	ル	ト	ト
主	可	滿	テ	テ	ハ	内	可	シ	キ
張	シ	セ	ニ	得	之	金	シ	テ	ハ
ス	總	シ	抵	サ	テ	ト	又	之	債
ル				ル	補				

下
 即
 若
 一
 高
 人
 帳
 簿
 二
 其
 高
 人
 カ
 利
 息
 ト

所ヲ誰持セシムル欲セハ先ツ其商人帳簿以外

ハ証拠ニ依リテ糸済ノ事實ヲ立証スルヲ要

シ或ハ已ニ不利ナル帳簿ノ記載ニ及対スル証

拠ヲ直ニ提出スルヲ要ス

商人ノ帳簿ニ其商人ノ利益ニ於テ他ノ商人ニ

対シ証拠ヲ為スルヲ請高法ニ於テ許サレ可シ此

問題ニ本条ノ明定セザル限ナリ蓋シ當事者双

方共商人タルハ其當事者ハ共ニ帳簿ヲ備フ

ル義務アリ故ニ隨テ相互ニ平等ノ利益ヲ有

スルモノナリ

第二十八條

此條及七次公二全三於其署署名又蓋捺印

此非商人書類不外規定七有賤現此書類

此事項之閱スル基本可原則三從一トキ此

如キ唇類之ヲ作ル者ハ利益ニ於テ何カ

証ヲ為サシルニ代其トス蓋シ何人長至

自己ニ利益ヲ得ルニ於テ規則

商人ニ對シテ一層非商人ニ對シテ嚴格

帳簿覺書及七家内ハ唇類

是等ノ書物帳簿覺書及七家内ハ唇類

原則ニ於テ其所作者ニ對シテ証據ヲ採ル

得ルモノナリ然レハ債權者ノ作リタル書類

ニ關スル場合ニ於テ二箇條外アリ又債務者

自作タル書類ニ關スル場合ニ於テ一箇條例

外ニ此二種ノ例外其規定ニ於テ已ニ多ク詳

細ナル故ニ特ニ法條ヲ諉ケテ示シタル

第一十九條ニ關スル債權者ノ書類ナリ此書類

本條ニ規定スル所ニ債權者ノ書類ナリ此書類

ハ二箇場合ニ於テ債權者ノ利益ナリ証據

力有ラス

第一ノ易合ニ責任者ノ其限又ハ此ノ覺

カ
有
又

茅
一
場
合
債
權
者
其
帳
簿
又
其
覺
昏

其
債
務
者
弁
済
ヲ
受
取
リ
外
計
上
記
歴
ス
ル

場
合
十
ハ
此
場
合
於
テ
債
務
者
ヲ
現
実
此
弁
済

ヲ
受
取
リ
分
リ
ト
信
ス
可
キ
ヤ
勿
論
十
リ
相
殺
ノ
如

キ
債
務
者
ニ
義
務
ヲ
免
カ
レ
ル
ハ
其
他
ノ
附
託

関
心
ヲ
毛
亦
然
リ
此
債
權
者
自
身
類
者
弁
済

然
レ
モ
保
存
ス
可
キ
一
ノ
昏
類
ノ
如
キ
外
形
十
九
モ

其
実
却
テ
債
務
者
ニ
示
シ
テ
之
ヲ
交
付
ス
ル
為
メ
ノ

受
取
証
昏
ニ
シ
テ
債
權
者
カ
弁
済
時
書
類
中
其
署

名
捺
印
セ
ル
上
期
七
日
計
入
大
小
場
合
ハ
透
視
取

於	作	第	一	存	コ	ト	既	ノ	除
テ	リ	二	無	ス	ト	キ	ニ	任	カ
債	タ	ノ	カ	ル	勿	ハ	手	ナ	サ
權	ル	場	ル	為	論	弁	署	ル	ル
ヲ	ニ	合	可	メ	ナ	済	名	可	可
証	通	債	レ	ノ	ノ	ノ	捺	シ	カ
明	ハ	權	ハ	覺	若	受	印	然	ヲ
ス	原	者	ナ	書	シ	取	シ	ラ	ス
ル	本	カ	リ	ナ	此	ラ	タ	ハ	此
ト	ノ	或	下	テ	受	レ	ル	則	情
同	一	者	ナ	ニ	取	タ	一	テ	状
時	即	カ	ナ	三	証	リ	ノ	債	ヲ
ニ	テ	才	四	ハ	各	ト	受	權	査
其	テ	二	餘	署	カ	信	取	者	定
負	債	十	十	名	自	ス	証	知	ス
担	權	一	一	捺	己	可	各	書	ル
ヲ	者	捺	捺	印	ノ	辨	テ	類	ハ
於	ハ	印	捺	ヲ	手	テ	見	中	裁
於	利	後	捺	為	ニ	テ	出	其	判
債	益	七	捺	ス	保	ル	ス	其	決

券
 正
 月
 欠
 証
 明
 文
 本
 同
 時
 其
 負
 担
 於
 於
 債

一、債務の証拠力非商人に對して其署名捺印

セサレ書類類ヨリ生スル為メニ其債務ノ記載

ハ外ニ右ノ書類帳簿其他寛昏等其債權者ノ為

メニ証拠力為スル目的トスル下ニ附記シ

タルヲ要ス此条件ハ左ノ理由ニ因リテ自不明

ナルコトヲ得ヘキ者ナリ即チ若シ此ニ或謂増

補附記アリヤルニテハ債務契約ニ於テハ

ハ固ヨリ明カナリニ至ルモ然レモ此債務ニ係

若クハ其他ノ方法ニ依リテ消滅シテ而シテ債

權者元來未債務者ニ對して証昏ヲ有セザルニ

力文ニ債務者ノ責務ハ尙威セシ旨ヲ記シ又ハ

若	塗	帳	此	ノ	ノ	天	カ	書	天
己	抹	簿	規	証	自	債	ラ	類	ル
帳	ス	三	定	ア	己	發	サ	=	ヲ
簿	ル	之	ハ	ル	利	者	セ	証	知
上	下	ヲ	前	場	益	=	ハ	扱	ル
錯	簿	適	二	合	ヲ	依	ナ	カ	二
誤	丹	用	条	ノ	害	リ	リ	ヲ	ト
ヲ	記	ス	ノ	之	ニ	テ	然	有	能
シ	入	可	三	ヲ	テ	為	レ	セ	ハ
夕	ノ	カ	二	例	債	サ	氏	シ	サ
ル	法	テ	関	外	權	レ	株	ム	ル
ト	=	何	ス	ト	者	タ	殺	ル	汗
キ	反	ト	ル	ス	之	ル	カ	工	至
ハ	ス	ナ	モ	全	ヲ	事	債	ト	心
其	ル	レ	ノ	ノ	為	又	權	到	ハ
錯	カ	ハ	ナ	真	ニ	ハ	者	底	夕
誤	故	條	リ	登	タ	錯	ヲ	為	斯
ノ	ナ	項	高	天	ル	誤	詐	シ	ノ
登	十	ヲ	入	議	事	ノ	害	得	如
見	リ		ノ	場		為	シ	ハ	キ

若
三
帳
簿
上
錯
謬
ヲ
シ
タ
ル
ト
キ
其
錯
謬
ノ
存
在

ノ
日
附
ニ
於
テ
之
ニ
反
ス
ル
記
載
ヲ
為
シ
テ
之
ヲ
修

正
シ
テ
前
記
事
ノ
場
所
ト
相
互
ヲ
引
合
テ
附
記
ス
ヘ
シ

又
此
規
定
ノ
前
款
ノ
目
的
ヲ
私
署
証
倉
ニ
モ
適
用

セ
ス
何
ト
ナ
レ
バ
抹
殺
サ
レ
タ
ル
文
言
ハ
原
則
上
証

倉
編
成
ノ
当
時
ニ
塗
抹
セ
ラ
レ
且
其
事
由
ヲ
附
記
シ

テ
之
ニ
捺
印
シ
タ
ル
時
ニ
非
サ
レ
バ
無
効
ト
看
做
サ

レ
サ
ル
カ
故
ナ
リ
得
ス
且
此
規
定
ハ
其
事

非
高
人
ノ
書
類
ノ
之
ヲ
援
用
ス
ル
者
ニ
於
テ
其
已
レ

ノ
主
張
ス
ル
点
ニ
利
ハ
モ
ト
不
利
ナ
ル
モ
ト

ヲ
取
捨
シ
分
別
ス
ル
コ
ト
ヲ
得
非
難
ト
ス
更
ニ
之
ヲ

規定セズ何トナレハ是ハ書類モ亦法律ノ定

メタル一種ノ条件ヲ有スル自白ニシテ不可分

ノモ人ナルコト論ヲ俟タサレ儀ナリ其

第三十二條ノ為サレ事又ハ錯誤ノ為

何人トモ自己ノ利益ナル証拠ヲ提登スル

ノ義務ナシトハ証拠法上ノ一大原則ニシテ曾

テ已ニ此原則ヲ示セリ而シテ本条ハ実ニ此原

則ヲ確認シ且今時ニ此原則ノ制限ヲ為セリ

此原則ハ商人ニ関セサルコトヲ注意スヘシ蓋

シ商人ハ法律上帳簿ヲ有スルノ義務ヲ負フモ

此規定及之カ制限ハ署名セサル書類ニ適用

スルト等シク署名シタル証書又ハ書類ニモ適用

用スル下ヲ得而シテ之ヲ署名セタル書類ハ事

項ニ付キテ法律中ニ掲ケタル所以然必竟タル

ニ帳簿ニ関シテハ商人ニ付テ例外ナル故

ナリ蓋シ商人ト雖モ帳簿以外ハ証書非至天

自ラ之ヲ援用セカレバ於テ之ヲ授与スルハ

責カラサレナリハ人共情法制裁受ムルハ其

第ニ節 口頭自白

第三十三條

裁判
其
一
度
事
件
ヲ
受
理
ス
ル
以
上
ノ
事
實
理
ヲ

察見
シ
心
証
ヲ
作
ル
ニ
必
要
ナ
リ
ト
認
メ
テ
審
問
ヲ

為
ス
為
ス
当
事
者
本
人
ニ
出
庭
ヲ
命
ズ
ル
ニ
ト
テ
得

ハ
シ
テ
對
於
法
律
自
白
獨
強
陳
述
等
ハ
必
要
無
ク

認
ル
者
事
者
カ
弁
護
士
ニ
依
テ
代
理
セ
テ
陳
述
ス
ル
未

ト
至
ル
尚
ホ
裁
判
ハ
當
事
者
本
人
ノ
訊
問
ヲ
為
ス

ニ
ト
必
要
ナ
リ
テ
認
ム
ハ
就
中
善
意
及
ヒ
意
思
ヲ

問
ス
ル
問
題
ニ
関
シ
着
然
リ
ト
ス
蓋
シ
此
ノ
事
實

問
シ
テ
ハ
本
人
ノ
說
明
奉
動
言
語
ニ
弁
護
士
ノ
說
明

弁
論
ニ
比
シ
テ
裁
判
ハ
事
實
ノ
真
ヲ
得
セ
シ
ム
ル

弁
論
ニ
比
シ
テ
裁
判
ハ
事
實
ノ
真
ヲ
得
セ
シ
ム
ル

弁論ニ比シテ裁判ニ事實ハ真ヲ得ルニ由ル

之ト一層大ナルハナリ又ハ其ノ自

故ニ任意ニ自白即チ當事者自身力進テ為

ル自白アルハ又ハ裁判官職權又ハ當事者

ニ請求スルハ誘致セシメテ自白アル可ク

第三十五條今ハ強ク要スルハ其ノ事

自白其之ヲ為シタル當事者ニ對シテ完全

証ヲ為スル故ニ(次条)法律ニ自白ヲ為シ

其自白ニ關係スル權利ヲ廢分スルニ能ハ

之トシテ必要トスルハ当然ニ是レ尙テ當事者

力局面ヲ以テ追認ヲ為ス場合ニ於テ之ヲ要ス

米	又	後	時	項	依	少	元	又	概
又	物	後	効	二	依	夕	元	元	二
自	有	至	成	付	証	毛	十	云	依
已	効	テ	就	テ	之	原	身	ト	リ
利	二	債	是	例	元	則	入	テ	テ
益	取	務	夕	テ	二	上	債	必	立
二	得	ヲ	元	示	上	身	債	要	証
於	セ	并	場	テ	テ	分	債	ト	ス
テ	ル	濟	合	二	得	三	債	ス	ル
既	ル	セ	於	法	ル	關	債	ル	ト
判	事	又	テ	律	ル	ス	債	テ	テ
力	ヲ	ハ	當	上	ル	ル	債	テ	テ
月	自	已	事	入	ル	權	債	後	七
生	白	ル	者	条	ル	利	債	テ	廿
二	ス	テ	之	件	ル	許	債	テ	九
夕	ル	占	之	備	ル	無	債	テ	事
元	カ	有	之	用	ル	又	債	テ	實
判	如	シ	換	用	ル	又	債	明	二
								大	關

又
自
白
カ
法
律
一
般
二
又
ハ
自
白
十
九
特
別
ノ
証

自	既	然	又	未	是	是	レ	ラ	矣
然	判	レ	ル	一	等	レ	タ	其	タ
義	カ	氏	ヲ	個	二	ル	勝	勝	得
務	ヲ	是	得	人	種	カ	訴	訴	ル
ノ	有	於	ル	自	場	如	小	ル	者
負	ス	ノ	公	白	合	キ	当	事	者
担	ル	論	人	過	及	是	ヲ	者	カ
ス	利	爰	秩	キ	レ	レ	失	カ	其
ル	益	ハ	序	サ	其	ナ	レ	判	判
コ	ハ	有	二	ル	他	リ	タ	爰	辨
ト	判	効	関	カ	之	ト	ル	辨	用
ク	爰	二	之	故	二	ス	モ	辨	セ
追	ヲ	時	ル	ニ	類	不	ナ	用	ス
認	得	効	推	之	似	レ	レ	セ	コ
ス	ル	ヲ	定	ヲ	場	是	レ	テ	テ
ル	当	援	ナ	以	合	レ	ヲ	自	却
ヲ	事	用	リ	テ	レ	レ	自	白	
許	者	レ	日	毀	於	レ	白		
レ	カ	ハ	日	滅					

自然義務ノ負担スルコトヲ追認スルヲ許シタ

ル財産編第百七十四條ノ及科スルモノニ非ス

何トナレハ此第百七十四條ニ於テハ法律ニ時

効又ハ判災ヲ基礎トシテハスル自白ハ又

トテ仮定スルハ非之尚ホ歩ヲ進メテ自然

義務ノ明確ナル追認ノ場合ヲ想定スルモノナ

リ即チ自己ノ利益ニテハ錯誤ノ神價スル意思

ヲ証スルモノニテハ此追認其義務ヲ履行辦法

定自性債ヲ得セシムルモナリ又此規定ハ当

事者ハ時効ノ援用スルコト同時ニ其推定ハ不実

ナルコトヲ自白シタレトキハ之ヲ對言テ時効

遠隔 の地 に在 りて他 の裁判 に属 スル判 事ニ	有 スルハ 此條 件アル カ爲メ ナリ然 レ成 事者	又乃 テ自 白カ 当事者 ニ対シ テ大 カク 証拠 力ヲ	原則 上自 白ハ 當事者 自ラ 之ヲ爲 サシ ル可 カク	又ハ キコト ト勿 論ナ リ	ノ不 実ナル コトヲ 自白 スル 以上 ハ其 利益 喪失	又故 ニ推 定ヲ 援用 スル カ合 時ニ 其推 定	又自 白ハ 抗弁 ト同時 ニ爲 サレ タル 之ハ 依 定	各ノ規 定ト 矛盾 スル コト ナ レバ 此 種 場合 ニ於	ノ効 力ヲ 失ハ シム ル 才 九 十 二 條 及 才 百 六 十 二
---	---	--	--	----------------------------	--	---	---	--	--

遠隔
地
在
リ
テ
他
裁
判
又
一
属
ス
ル
判
事
ニ

囑託
シ
テ
審問
セ
シ
ム
ル
ハ
大
ニ
煩
雜
ナ
ル
ヲ
有
ル

可
キ
カ
故
ク
当
事
者
ハ
已
レ
テ
代
表
ス
ル
特
別
ノ
委

任
ヲ
興
フル
ヲ
得
ル
ニ
然
レ
ト
モ
問
題
ハ
事
実

ノ
否
認
又
ハ
其
他
ノ
方
法
ヲ
以
テ
審
問
ニ
答
ス
ル
ハ

本
任
ハ
此
特
約
ノ
委
任
ニ
非
ス
然
レ
ト
モ
自
白
ノ

誠
実
ノ
擔
保
ハ
全
ク
消
失
ス
可
ケ
レ
ハ
ナ
リ
即
チ
本

任
者
ニ
不
利
ナ
ル
或
ル
事
実
ヲ
自
白
ス
ル
ノ
特
別
委

任
ハ
要
ス
可
シ
ク
審
判
長
三
管
見
ル
權
限
ヲ

実
ニ
代
理
人
ハ
其
管
理
ニ
関
ス
ル
事
項
其
付
テ
ハ
自

白
ス
ル
ノ
特
別
委
任
ナ
ク
シ
テ
事
実
ハ
訊
問
ニ
答
フ

第 三 十 六 條	訴 訟 法 ノ 規 定 ニ 於 テ ハ 凡 ク 一 人 ノ 訴 訟 ハ 自 己 ノ 事 ト シ テ 行 フ	又 如 何 ノ 場 合 ニ 於 テ 否 ラ バ カ ル ヤ 其 實 ニ 民 事	自 白 カ 其 代 表 ス ル 当 事 者 ニ 對 シ テ 有 効 ナ ル ヤ	明 定 セ ズ 是 レ 如 何 ノ 場 合 ニ 於 テ 右 代 理 人 ノ	又 法 律 ハ 當 事 者 ノ 訴 訟 ハ 代 理 人 ノ 自 白 ノ 事 ト	於 テ 其 委 任 者 ヲ 害 ス 可 シ ト モ 自 己 ノ 事 ト	ハ 關 係 ニ 於 テ 自 己 ヲ 害 シ 且 チ 三 者 ト ノ 關 係 ニ	當 事 者 ト 者 做 サ レ 而 シ テ 其 自 白 ノ 其 委 任 者 ト	凡 ク 一 人 ノ 得 ル ニ 然 レ バ 此 場 合 ニ 於 テ 其 代 理 人 ノ
-----------------------	---	--	--	---	--	--	--	--	--

本条の裁判上の自白の効力ヲ規定セリ而シテ

以証拠力タル最モ大ナルモナリ即チ自白ハ

之ヲ為シタル者ニ対シテ完全ナル証拠ヲ為スモ

ハトスルニ依リテ其自白ハ常

自白力以証拠力ヲ有スル為メニ其自白ハ常

對裁判官於テ明言セラルルニ依リテハ其自白ハ

土相手方之ヲ取得セラルルニ依リテハ必要ト為ス

自白力相手方ニ取得セラルル相手方

人之ヲ受諾シ又ハ裁判官力之ヲ認メタルハ即

ハ裁判官力之ヲ認メタルハ即

レ	サ	テ	ム	庭	キ	カ	得	マ	フ
サ	ル	其	ル	ニ	モ	屢	ハ	コ	モ
ル	可	自	カ	出	ノ	之	シ	ト	ハ
キ	ト	白	故	席	ニ	其	申	テ	ナ
ト	人	ラ	ニ	ニ	非	自	虽	得	リ
垂	ナ	言	裁	ル	ス	白	氏	ス	此
氏	リ	消	判	カ	何	ラ	之	唯	時
裁	又	ス	取	又	ト	言	カ	其	ヨ
判	相	ニ	ノ	代	ナ	消	為	前	リ
カ	手	ト	自	人	レ	ス	ス	ニ	以
職	方	能	白	ラ	ハ	下	自	在	後
権	公	ハ	ラ	ラ	相	リ	白	テ	自
ラ	庭	サ	認	シ	手	得	ラ	ハ	白
以	ニ	テ	ム	テ	方	ル	為	之	ハ
テ	放	シ	レ	之	ハ	ハ	シ	ラ	最
自	テ	ム	下	ニ	自	実	タ	言	早
白	代	ル	ラ	出	身	際	ル	消	之
ラ	表	リ	請	席	ニ	憂	当	ス	テ
認	セ	急	求	セ	テ	フ	事	下	言
	ラ	ラ	シ	シ	公	ハ	者	リ	消

利	夫	ト	ノ	為	ニ	自	為	訴	ム
上	レ	ハ	言	相	之	自	大	ラ	ル
ノ	自	勿	消	之	ラ	ニ	無	受	ニ
結	白	論	ス	ラ	言	レ	上	ケ	毫
果	ハ	ナ	者	言	消	テ	ノ	タ	モ
ラ	之	リ	ニ	消	ス	一	材	ル	妨
生	ヲ	ル	於	ス	下	度	料	モ	ナ
ス	為	ト	テ	下	ラ	受	タ	ノ	カ
可	シ	ハ	自	ラ	得	諾	ル	ニ	ル
キ	タ	其	ラ	得	又	セ	ヲ	シ	可
事	ル	自	其	但	然	ラ	以	テ	シ
実	者	白	錯	此	レ	レ	テ	自	何
ノ	ハ	ト	誤	場	ト	然	ナ	白	ト
追	不	相	ヲ	合	モ	ル	リ	心	ナ
認	利	前	証	ニ	事	上	其	心	ハ
ナ	益	ナ	明	於	実	ノ	証	ヲ	裁
リ	ニ	レ	ス	テ	ハ	最	ヲ	判	死
才	於	レ	可	ハ	錯	早	作	死	ハ
三	テ	ト	キ	自	誤	單	ル	ハ	
十	權		ニ	白	ハ	純			

レ
サ
ル
キ
ト
重
氏
裁
判
死
カ
職
権
ヲ
以
テ
自
白
ヲ
認

白	サ	ト	相	モ	ノ	足	シ	リ	三
ハ	ル	シ	手	有	取	ル	ム	而	条
之	可	ク	方	ル	消	可	ル	シ	然
ニ	キ	ク	ハ	カ	ヨ	キ	ク	テ	レ
反	確	ク	之	如	リ	ハ	得	已	モ
シ	定	ク	レ	シ	尚	当	ル	ニ	事
事	ル	ク	ヨ	何	ホ	然	以	事	実
後	地	ク	リ	ト	十	ナ	上	実	上
ニ	位	ク	生	ナ	層	リ	ハ	ハ	錯
至	ヲ	ク	ズ	レ	容	或	其	錯	誤
リ	有	ク	ル	ハ	易	ハ	自	誤	ハ
争	ス	ク	権	合	ニ	此	白	ニ	最
ヲ	ル	ク	利	意	之	自	ヲ	シ	モ
生	モ	ク	上	ノ	ヲ	自	取	テ	生
シ	ノ	ク	ハ	場	許	ハ	消	合	シ
時	ナ	ク	容	合	可	取	サ	意	易
ニ	レ	ク	易	ニ	ス	消	シ	ヲ	キ
之	ト	ク	ニ	於	可	ハ	ム	取	モ
シ	モ	ク	奪	テ	キ	合	ル	消	ノ
有	自	ク	ハ	ハ	下	意	ニ	サ	ナ

白ハ之ニ反シ事後ニ至リ争テ生シ時ニ之レ有

ルモノニシテ自白ノ為メ莫ニ付テ生セシメタ

ル衰動ハ全ク相手方ノ豫期セザル所ノモノナ

リ故ニ之ヲ取消スモ契約ノ取消ハ場合ニ於テ

ルト合一ノ損害ヲ加テ此役ニ之レ有ル可キ

ニアテズ餘差先奉テ此自白ハ欺害ニシテ其

此ノ如ク事實ノ錯誤ニ基キ自白ニ言消ヲ為ス

場合ニ付キテ二三ノ通例ヲ示スヲ有益ナルハ

シ天ホ心價込ヤシク感テ心ニシテハ

対人ノ訴ニ於テ被告ハ其原告ヨリ若干金額ヲ

借受ケ又ハ原告ヨリ或ル日用品ヲ買受ケ而シ

務	消	止	真	セ	ト	被	人	ハ	テ
ラ	ス	ム	正	レ	ア	告	又	ハ	テ
有	ス	ル	人	カ	ル	ハ	ハ	ハ	テ
ス	ト	モ	債	此	ハ	其	使	右	其
ル	ラ	ノ	権	錯	シ	債	用	ハ	代
ニ	得	ニ	者	誤	而	主	人	ハ	價
非	可	非	ニ	ニ	シ	又	ヲ	買	ノ
ス	シ	ナ	対	定	テ	ハ	シ	為	義
シ	然	ル	シ	テ	タ	買	テ	ハ	務
テ	ラ	ラ	テ	ル	ル	主	之	自	ヲ
終	サ	以	債	自	此	誰	ヲ	身	弁
ニ	レ	テ	務	由	錯	タ	為	ニ	濟
二	ハ	被	者	ハ	誤	ル	サ	テ	セ
箇	被	告	ヲ	被	ラ	ヲ	シ	之	サ
ノ	告	ハ	ル	告	証	誤	メ	ヲ	ル
債	ハ	其	コ	ヲ	明	リ	タ	為	旨
務	一	自	ト	シ	シ	タ	ル	サ	追
ヲ	箇	白	ク	テ	タ	ル	ヲ	ス	認
有	ノ	ラ	免	テ	リ	ニ	以	其	シ
ス	債	言	レ	其	ト	ニ	テ	代	タ

白

務ヲ有スルニ非スニテ終ニニ箇ノ債務ヲ有ス

ルニ至ル可クレハナリ原告ニ對シテ被告ノ自

白ニタル債務ノ真ニ成立スルモ尚ホ自白ニテ

ル數額カ現實ノ數額ヨリホナリトモ亦同一

ナリ蓋シ債權者ノ何人タルト金額ノ多寡トハ

事務ノ事實上元素ナルヲ以テナリ買中此ニ

尚ホ次ノ場合ヲ依想スルヲ得ヘシ即チ原告カ

其債務者ヨリ弁済ヲ受取リたりト追認ニ後テ

此弁済ノ債務ヲ消滅セシムルモ其

実弁済ヲ為シタルモ其債務者ニ非サルモノ

ニテ為ス債權者ニ對シ已ニ瓜分弁済ノ取

賣	ニ	ル	又	ヲ	リ	ノ	關	ル	戻
買	屬	部	物	為	タ	糸	ス	ハ	ヲ
又	セ	分	上	ス	リ	濟	ル	キ	求
ハ	サ	ハ	ノ	ヲ	ト	ノ	事	場	ノ
測	ル	其	訴	得	追	ミ	実	合	ス
量	コ	原	ニ	ヘ	認	ヲ	ノ	是	ハ
ノ	ト	權	於	シ	ニ	受	錯	レ	時
補	ヲ	者	テ	被	タ	取	誤	リ	来
充	追	カ	被	告	ル	リ	アリ	以	於
訂	認	買	告	カ	場	ナ	リ	場	テ
正	ニ	受	カ	其	合	カ	武	合	以
局	タ	ケ	占	有	ニ	ラ	ハ	ニ	請
ヲ	リ	タ	有	ス	於	全	原	於	求
發	シ	ル	有	ル	テ	部	告	テ	テ
見	ニ	所	有	土	モ	ノ	カ	ハ	為
シ	後	有	地	地	同	糸	実	全	ス
之	日	地	ノ	ノ	一	濟	際	ク	コ
ニ	被	ノ	部	ノ	ノ	ヲ	只	人	ト
基	告	分	分	或	受	受	一	ニ	ア
ク	カ				取	取	分		

トキハ右土地ノ部分ハ賣買中ニ包含シタルコト

重	ス	時	亦	地	賣	部	或	ト	ト
要	ル	ト	同	部	買	分	ハ	明	キ
ナ	下	シ	シ	分	ニ	又	此	ナ	ハ
ル	甚	テ	テ	ヲ	添	為	ニ	ル	右
モ	夕	ハ	テ	包	附	シ	反	片	土
人	容	法	テ	含	ス	タ	テ	ノ	地
ニ	易	律	テ	セ	可	ル	テ	如	部
シ	ナ	大	テ	カ	キ	ヲ	原	キ	分
テ	ラ	錯	テ	ル	圖	自	告	場	ハ
次	ス	誤	テ	テ	面	自	カ	合	賣
奈	ト	ト	テ	知	テ	追	此	モ	買
ニ	在	事	テ	リ	テ	認	土	同	中
於	其	実	テ	タ	見	シ	地	一	ニ
テ	其	ハ	テ	ル	ニ	タ	部	ナ	包
其	理	錯	テ	片	賣	リ	分	ハ	含
論	別	誤	テ	ノ	買	ニ	ハ	賣	シ
ヲ	極	ト	テ	如	中	ニ	賣	買	タ
詳	ナ	ラ	テ	キ	ニ	次	買	ノ	ル
説	テ	区	別	モ	此	テ	ノ	コ	コ

賣買ノ
 測量ノ
 補充言
 正局
 存見
 之
 其

スルニ至リ益明ナルヘシ

第三十七條

本条ニ規定スル法律上ノ錯誤ハ追認セラレタ

ル事實ノ法律上即チ權利上ノ結果ノ上ニ存ス

ル錯誤タルニ外チサルモノナリ此ノ如ク其

象ヲ明ニシタル上ハ此法律上ノ錯誤ハ或ル事

實ノ真ニ関スル自白ノ証據力ヲ毫毛害スルコ

トナキハ当然ナリ何トナレハ其事實ヲ自白ス

ル当事者ニシテ法律即チ權利ノ真ニ於テ自巳

ニ対シテ其自白ヨリ如何ナル不利益ノ結果ノ

用	人	夕	認	例	眞	手	テ	シ	生
シ	カ	リ	シ	ハ	誠	効	当	タ	ス
夕	其	シ	而	ハ	ニ	力	事	ル	ル
ル	管	コ	シ	対	シ	如	者	ヤ	ヤ
於	理	ト	テ	人	テ	何	自	知	知
ノ	ヨ	ヲ	其	ハ	最	ヲ	テ	テ	テ
場	リ	知	債	訴	モ	豫	其	正	サ
合	生	ラ	務	ニ	完	見	自	ラ	リ
ニ	ス	サ	カ	於	全	セ	白	害	シ
生	ル	リ	当	テ	ナ	サ	ヨ	ス	ト
ス	金	シ	然	被	リ	ル	リ	ハ	ス
ル	額	ト	利	告	レ	ニ	巴	キ	ル
可	ヲ	キ	息	カ	云	於	レ	モ	モ
ノ	自	ノ	ヲ	金	フ	テ	ニ	ノ	之
コ	巳	如	生	銭	エ	ハ	対	ニ	カ
ト	ノ	シ	ス	債	ト	自	証	非	為
ナ	利	是	ハ	務	ヲ	白	テ	ス	メ
リ	益	レ	キ	ヲ	得	ハ	生	否	自
ト	ニ	代	債	追	ハ	最	ス	却	白
ス	使	理	務	レ	シ	モ	可		

三
其
自
白
三
ノ
女
何
十
ノ
不
利
益
ノ
証
明

發	原	明	規	此	利	リ	ク	ニ	代
ラ	告	シ	定	場	息	ト	ニ	タ	理
追	カ	テ	ア	合	ヲ	セ	テ	ル	人
認	其	自	ル	ニ	負	シ	自	ノ	カ
シ	相	白	エ	於	担	カ	巳	三	單
テ	手	ヲ	ト	テ	ス	代	ハ	十	ニ
其	方	言	ヲ	代	可	理	利	テ	其
債	ノ	消	知	理	ク	人	益	ニ	金
務	利	ス	ラ	人	財	ハ	ニ	尚	額
カ	益	ス	カ	ハ	產	其	使	ホ	カ
法	ニ	ト	ル	此	取	使	用	其	管
律	於	ヲ	ヲ	ノ	得	用	シ	金	理
上	テ	得	口	如	編	ハ	タ	額	ハ
ノ	存	ス	実	キ	第	日	ル	委	残
相	ス	又	ト	嚴	二	ヨ	下	任	額
殺	ル	被	ニ	十	百	リ	ヲ	者	タ
ノ	金	告	且	ル	四	法	追	ハ	ル
効	銀	若	之	法	十	律	認	ノ	ヲ
力	ノ	ク	ヲ	律	二	上	シ	許	追
ニ	象	ハ	証	ノ	條	ノ	タ	可	認

上	已	以	力	并	且	有	凡	之	天
錯	二	以	之	凡	有	益	凡	凡	同
誤	速	以	天	凡	益	凡	非	物	之
最	夕	以	自	凡	費	而	凡	保	取
相	如	非	言	會	用	取	凡	存	庚
接	事	非	消	編	美	取	凡	又	訴
近	實	非	言	和	并	庚	凡	改	於
間	之	非	務	百	價	請	凡	良	天
髮	錯	非	免	九	之	求	凡	日	原
容	誤	非	凡	十	可	者	凡	費	告
不	在	非	之	六	亦	者	凡	用	力
得	時	非	之	各	義	占	凡	自	其
之	日	非	之	此	務	有	凡	分	取
之	之	非	之	錯	之	者	凡	成	庚
之	法	非	之	誤	凡	必	凡	為	廿
之	律	非	之	凡	知	要	凡	之	二
之		非	之	原	之		凡	夕	卜
之		非	告	告	之		凡		

者	得	場	二	所	取	心	例	之
ト	ハ	合	被	有	リ	物	ハ	之
為	シ	於	告	權	タ	件	被	混
シ	然	於	其	争	ル	ヲ	告	同
ク	レ	テ	返	ハ	ト	使	カ	其
權	又	所	還	サ	ヲ	用	原	ル
利	被	有	テ	為	追	非	告	モ
上	告	權	為	ト	認	為	カ	ハ
テ	ハ	ニ	テ	知	シ	大	自	ア
事	其	付	ト	リ	テ	借	白	ル
実	自	相	テ	テ	原	受	ハ	可
ヲ	白	錯	之	之	告	テ	又	シ
知	前	誤	セ	リ	對	ハ	有	テ
ラ	ニ	アリ	カ	テ	シ	寄	テ	テ
ズ	已	ト	ル	証	テ	託	ト	テ
ト	レ	云	ナ	明	テ	ト	主	テ
云	テ	テ	リ	セ	其	テ	張	テ
フ	所	テ	此	リ	物	受	又	テ
リ	有	テ	故	物	ノ			

上ノ錯謬ト最ニ相接近シテ
 附屬ノ定ルニテ
 行テ厚

テ	原	テ	至	優	先	タ	尚	二	得
ハ	効	ク	リ	先	ッ	ル	ホ	ト	ハ
原	ナ	ル	被	ス	コ	不	才	ヲ	レ
告	キ	モ	告	ル	ト	動	三	得	己
ハ	下	知	登	ヲ	ヲ	産	占	ス	ニ
其	ヲ	テ	記	得	追	ノ	有	又	此
自	祭	非	正	ハ	認	買	者	又	事
白	見	ル	之	キ	之	主	亦	其	実
ク	シ	テ	行	ト	カ	力	対	其	ニ
言	タ	以	為	ヲ	為	被	ス	其	錯
消	リ	テ	人	認	メ	告	ル	實	謬
ス	ト	其	眞	メ	被	ノ	取	自	ニ
為	セ	登	ル	タ	告	登	戻	白	依
メ	カ	記	テ	リ	ニ	記	請	ク	中
法	此	カ	有	ニ	原	ノ	未	ヲ	自
律	場	原	王	後	告	原	ニ	言	白
上	合	告	リ	日	ニ	告	於	ク	ク
ノ	ニ	ニ	少		対	ノ	テ	消	消
原	於	対			対	登	原	ス	ス
則	於	シ				記	告		

以
 爰
 用
 之
 以
 原
 告
 之
 自
 白
 之
 言
 消
 又
 為
 之
 法
 律
 上
 之
 原
 則

矣	學	才	人	斯	人	場	立	為	リ
三	說	為	規	如	日	令	價	二	援
存	於	不	定	如	付	三	值	基	用
之	於	口	以	中	中	於	又	之	之
ル	テ	出	掲	困	々	々	有	非	モ
ヤ	自	必	分	難	々	々	セ	カ	如
或	白	要	日	々	々	々	ト	ル	之
公	方	十	而	豫	々	々	々	ハ	即
相	相	部	之	防	々	々	原	有	々
年	年	果	天	之	々	々	則	權	登
方	方	自	此	為	々	々	是	移	記
ノ	利	白	規	本	々	々	乎	轉	之
主	益	々	定	奈	々	々	日	々	有
張	ア	志	法	才	々	々	然	方	効
之	ル	輕	多	二	々	々	在	法	々
九	事	工	少	項	々	々	在	々	行
權	實	々	知	第	々	々	又	々	行
利	ノ	論	説	一	々	々	此	々	行
ノ	矣	題	明	一	々	々	此	々	行
矣									

原
 告
 其
 自
 言
 不
 為
 法
 行
 上
 原
 貝

存スルヤラ十分明晰ナラズ然レ自白

力法律上ノ錯誤ハ為即チ自白ニシテ事實ニ

リ生ズル法律上ノ結果、自白力法律上、錯誤

、為即チ自白ニシテ事實ニシテ生ズル法律上

此結果ハ錯誤ハ為所言消ス下得ナルハ單一

自白カ事實ニ誤ニ接スル場合ニ止ルモノナリ

然レ自白ヲ為シテ者カ其相手方ノ權利ヲ

追認シタルトモシカモ即チ自白者自ラ本来

此如キ權利ヲ其相手方ニ得セシムルハ事實

ハ法律上ハ結果ヲ断定シ又ハ相手方ニシテ此

二	又	又	又	又	又	又	又	又	又
法	時	時	時	時	時	時	時	時	時
律	上	上	上	上	上	上	上	上	上
上	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
錯	絕	絕	絕	絕	絕	絕	絕	絕	絕
誤	事	事	事	事	事	事	事	事	事
其	實	實	實	實	實	實	實	實	實
三	上	上	上	上	上	上	上	上	上
有	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯
心	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤
可	精	精	精	精	精	精	精	精	精
以	確	確	確	確	確	確	確	確	確
右	事	事	事	事	事	事	事	事	事
八	實	實	實	實	實	實	實	實	實
十	單	單	單	單	單	單	單	單	單
七	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯
九	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤
五	法	法	法	法	法	法	法	法	法
六	律	律	律	律	律	律	律	律	律
四	上	上	上	上	上	上	上	上	上
三	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯
二	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤
一	法	法	法	法	法	法	法	法	法
十	律	律	律	律	律	律	律	律	律
九	上	上	上	上	上	上	上	上	上
八	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
七	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯
六	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤
五	法	法	法	法	法	法	法	法	法
四	律	律	律	律	律	律	律	律	律
三	上	上	上	上	上	上	上	上	上
二	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
一	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯
十	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤
九	法	法	法	法	法	法	法	法	法
八	律	律	律	律	律	律	律	律	律
七	上	上	上	上	上	上	上	上	上
六	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
五	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯	錯
四	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤
三	法	法	法	法	法	法	法	法	法
二	律	律	律	律	律	律	律	律	律
一	上	上	上	上	上	上	上	上	上

八 法律上
 九 結果
 十 斷定
 又
 八 事實
 九 皆無
 十

ヲ知ル事者力其相争方不至張心權利ノ

成立又心存流ニ付平誤リタル變定ヲ為シ而シ

テ此權利ヲ追認シタル場合ニ生スヘシ其法律

上ノ錯誤印相手方タル誤テ權利ヲ得セシハルモ

ハニ非知又其權利ハ消滅ヲ妨クルモノニ非ス

故ニ此自白ハ之類言消スルヲ得ス

此三箇場合ハ設例ニ依テ之ヲ明確ナラシ

シタルトスル要ニ依テテテテテテテテテテテテ

第一市場合ニ於テ被告カ實際真ニ承諾セラレ

タル既成ノ契約ニ因リテ一定セタル金額ノ

責務者ナルハ自認シタルモノニ及ビ一後

レ	第	自	於	ハ	夕	ン	之	ニ	債
債	二	白	テ	当	リ	ト	下	至	務
權	場	言	カ	時	カ	歎	テ	リ	者
者	合	消	法	ニ	為	ニ	テ	此	ナ
タ	ニ	ス	律	在	ス	タ	テ	更	ル
ル	於	テ	上	テ	若	ル	見	謂	コ
テ	テ	テ	人	既	ク	最	セ	更	ト
知	原	許	錯	ニ	ハ	初	リ	改	ヲ
リ	告	ス	誤	消	之	積	ニ	ハ	自
テ	債	テ	ア	滅	テ	務	因	テ	追
而	權	明	リ	シ	更	ハ	テ	キ	認
テ	者	カ	ト	タ	改	当	テ	カ	シ
テ	タ	ナ	而	リ	セ	初	テ	故	タ
法	ニ	リ	シ	カ	ト	ヨ	テ	ニ	ル
律	被	テ	テ	故	歎	リ	消	無	ニ
上	告	テ	此	ナ	ニ	シ	滅	効	被
ハ	カ	テ	錯	ナ	タ	テ	セ	タ	告
相	已	テ	誤	リ	ル	テ	シ	ハ	後
殺		テ	カ	ニ		効	ナ		

文
 賦
 成
 更
 改
 契
 約
 二
 區
 リ
 一
 定
 セ
 金
 額

者	者	又	之	被	又	う	告	テ	○
ノ	ノ	才	う	告	ル	追	ノ	消	依
一	為	三	レ	カ	ル	認	請	滅	リ
人	メ	ノ	テ	法	ト	シ	求	セ	テ
カ	債	場	相	律	テ	唯	ス	レ	自
此	務	合	殺	上	存	日	ル	メ	巴
事	ノ	ニ	ノ	ノ	函	後	總	ヲ	ノ
実	免	於	利	相	ニ	ニ	テ	レ	債
ヲ	除	テ	益	殺	至	リ	ノ	タ	務
知	テ	一	ヲ	ノ	リ	テ	全	ル	ハ
ル	得	人	失	原	ト	其	額	一	其
レ	而	ノ	ハ	則	セ	固	ニ	ヲ	債
此	シ	連	シ	ヲ	レ	有	付	知	權
免	テ	帶	ム	知	此	ノ	債	ラ	ノ
除	他	債	可	ヲ	ノ	場	務	ス	程
カ	ノ	務	キ	サ	合	合	者	之	度
總	連	者	ニ	ル	ニ	ニ	タ	カ	ニ
テ	帶	カ	非	カ	於	行	リ	為	至
ノ	債	債	ス	為	テ	使	ト	メ	ル
債	務	權		ノ			自	原	レ

実	一	總	一	一	二	付	務	五	務
二	一	一	二	一	一	一	者	百	者
法	讀	是	非	義	於	一	一	六	一
律	二	非	カ	務	一	債	負	全	一
上	一	カ	ル	免	此	務	担	才	一
ハ	十	論	一	除	法	者	額	二	債
錯	分	皮	一	一	津	外	一	項	務
誤	二	ノ	一	一	上	ル	扣	知	ヲ
ハ	之	主	一	一	ハ	二	除	一	免
原	一	当	一	一	錯	扣	一	一	カ
因	解	一	一	一	誤	一	一	一	レ
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
有	一	一	一	一	右	自	外	免	一
セ	一	一	一	一	一	一	總	除	一
カ	一	一	一	一	債	追	一	一	一
ル	一	一	一	一	務	認	一	受	一
債	得	本	一	一	者	セ	債	一	一
務	一	一	一	一	一	リ	務	一	一
ヲ	一	法	一	一	其	一	全	一	一
登	一	文	一	一	全	一	部	一	一
					部	此	一	債	一
						場	一		
						合			

者
一
人
カ
此
事
実
一
知
一
一
此
免
除
カ
總
一
一
債



且	毛	己	為	二	廿	更	得	也	生
正	月	一	不	并	一	二	不	己	也
當	心	旦	權	濟	九	左	變	中	己
十	始	旦	有	己	一	ノ	林	己	己
九	人	并	有	己	己	一	己	己	己
八	己	濟	己	己	即	矣	己	己	己
勝	己	己	己	己	己	注	己	己	己
己	己	己	己	己	若	意	己	己	己
己	己	己	己	己	己	己	己	己	己
己	己	己	己	己	己	己	己	己	己
若	己	己	己	己	己	己	己	己	己
己	己	己	己	己	己	己	己	己	己
己	己	己	己	己	己	己	己	己	己
己	己	己	己	己	己	己	己	己	己
法	己	己	己	己	己	己	己	己	己
理	己	己	己	己	己	己	己	己	己
上	己	己	己	己	己	己	己	己	己
己	己	己	己	己	己	己	己	己	己
路	己	己	己	己	己	己	己	己	己

善

十

九

八

七

六

五

四

三

二

且正當ナリ
勝ルニ
若カス
法理上
格

言ナリ

右種々ノ設例
於テハ自白ノ關係スル既成ノ

行為カ承諾ノ瑕疵ノ為メ若クハ無能力ノ為メ

單ニ取消ス下ヲ得ヘキモノタルヲ假定セズ是

レ前既ニ述ルテ依テ明ナリ然レトモ取消ス

コトヲ得ヘキ合意ノ場合ヲ仮想スルモ論及ス

前ニ同一ナリルヲ得ス實ニ取消ス下ヲ得ヘ

キ義務ノ自白ハ之ヲ以テ其義務一ノ証拠トス

ルヲ得ヘク從テ証言又ハ他ノ証拠ヲ呈示スル

下ヲ免カレシムルモナリト雖モ義務ハ依然

トシテ取消ニ可キトシテ得ヘキモノアリ乃チ自

白ハ點示ノ確認ト云フコトヲ得ス(財産編才五

百五十大条)又明示ノ確認ノ嚴重ナル条件(才五

百五十五各条參看)ヲ備フルモノニ非ス

第三十八條

自白ノ不可分ノ原則ハ私署証卷(才二十五条)及

ヒ捺印セラル書類(才二十七条)ニ適用ス可キコ

ト巴ニ之ヲ明示シタリ法律ハ本条ニ於テ該原

則シテ明確ニ之ニ而シテ適當ノ制限ヲ加ヘタリ

若シ当事者、一方カ巴レノ利益、為ヌ其相手

若
之
事
者
一
方
カ
已
レ
ノ
利
益
、
為
又
其
手

方
ノ
自
白
、
外
他
ノ
証
據
ヲ
有
セ
サ
ル
片
ハ
此
事

者
ハ
此
自
白
カ
複
雜
~~者~~
ナ
ル
片
ハ
此
自
白
ノ
已
レ

利
益
ナ
ル
取
ヲ
取
リ
已
レ
ニ
反
ス
ル
取
ヲ
捨
テ
カ

為
人
之
ヲ
隨
意
ニ
分
解
ス
ル
ヲ
得
サ
ル
ハ
至
當
ニ

之
ヲ
乃
チ
之
ヲ
或
ハ
全
ク
免
諾
ス
ル
カ
或
ハ
全
ク
弄

却
セ
サ
ル
可
カ
ラ
ス
何
ト
ナ
レ
ハ
自
白
ス
ル
者
カ
既

ニ
已
レ
ニ
不
利
ニ
シ
テ
且
フ
之
ヲ
陳
述
セ
サ
ル
コ
ト

ヲ
得
ヘ
キ
事
矣
ヲ
追
認
シ
テ
其
已
レ
ノ
誠
實
ナ
ル

ト
ヲ
明
ニ
セ
ル
以
上
ハ
此
自
白
ノ
効
力
ヲ
制
限
ス
レ

実
、
陳
述
ニ
村
キ
テ
モ
其
善
意
ナ
ル
ヲ
疑
フ
可
キ

有
ラ
サ
ル
ナ
リ

例
ハ
被
告
カ
原
告
ヨ
リ
或
ニ
定
マ
リ
タ
ル
金
額
ヲ

借
リ
タ
ル
ヲ
追
認
シ
而
シ
テ
之
カ
一
分
若
ク
ハ
全

部
ヲ
弁
償
シ
タ
リ
ト
陳
述
セ
リ
此
場
合
ニ
於
テ
原
告

ハ
才
一
ハ
申
述
ヲ
取
川
而
シ
テ
才
二
ハ
申
述
ヲ
捨
ツ

ル
一
ヲ
得
サ
ル
可
シ
即
チ
弁
償
ノ
直
接
ノ
証
拠
ヲ
要

求
ス
ル
一
ヲ
得
サ
ル
可
シ
其
故
ハ
原
告
自
ラ
債
務
者

ノ
自
白
ノ
外
其
債
借
ノ
何
れ
ノ
証
拠
ヲ
モ
有
セ
サ
ル

ニ
如
何
ニ
テ
弁
償
ノ
各
証
若
ク
ハ
人
証
ヲ
尾
出
ス
可

キ
テ
債
務
者
ニ
要
求
ス
ル
一
ヲ
得
レ
バ
若
シ
債
務
者

夕	扱	ニ	告	ト	或	物	同	自	ニ
并	ハ	賣	入	至	ル	権	シ	白	シ
済	完	リ	証	張	勤	ノ	ク	ヲ	テ
セ	全	タ	昼	其	産	事	容	為	悪
ラ	ッ	リ	ヲ	回	又	三	易	サ	意
レ	リ	ト	有	復	ハ	関	ル	ル	ナ
ス	然	自	セ	ラ	或	ス	可	レ	テ
故	ル	白	ス	得	ル	ル	シ	カ	レ
ニ	被	セ	テ	ト	不	自	心	債	務
自	告	リ	被	求	動	白	告	務	者
分	ハ	此	告	ム	産	庭	事	ニ	取
ハ	申	場	ハ	ル	ヲ	合	賣	リ	テ
賣	述	合	実	場	被	又	買	テ	人
買	シ	ニ	ニ	合	告	永	テ	ス	債
テ	テ	於	物	ニ	ヨ	サ	原	ル	務
代	代	テ	件	於	リ	シ	告	カ	者
價	價	賣	ヲ	テ	買	ン	カ		
カ	カ	買	原	テ	ヒ	原			
未	未	ノ	告	テ	夕	告			
		証	告	原	リ	カ			

キ
テ
債
務
者
ニ
要
亦
ス
ル
テ
債
務
者
ニ
取
リ
テ
人
債
借
ノ

然	抑	フ	ナ	テ	ク	ラ	ル	連	権
シ	ヲ	ヲ	カ	ハ	若	疏	コ	ニ	利
氏	モ	得	リ	代	シ	明	ト	連	ヲ
自	弁	ハ	シ	價	被	セ	ヲ	係	有
白	済	シ	ト	入	告	レ	得	シ	ス
不	ノ	何	主	弁	ニ	カ	カ	テ	ト
可	事	ト	張	済	シ	為	ル	之	云
分	実	ナ	ス	ナ	ヲ	メ	ナ	ヲ	ハ
ノ	ノ	レ	ル	カ	悪	ニ	リ	変	リ
コ	証	ハ	ト	リ	意	ハ	此	更	此
ト	抑	原	誠	シ	ナ	苛	不	ス	才
タ	ヲ	告	ニ	ト	ラ	ノ	可	而	二
ル	モ	ハ	容	主	レ	例	分	シ	ノ
其	有	賣	易	張	ニ	ニ	ノ	テ	申
適	セ	買	ナ	ス	ハ	付	至	是	速
用	サ	ノ	ル	ル	被	テ	当	ヨ	ハ
上	レ	事	可	如	告	云	ナ	リ	才
常	ハ	実	シ	ク	ニ	ヒ	ル	分	一
ニ	ナ	ノ	ト	賣	取	シ	コ	別	ノ
斯	リ	証	云	買	リ	如	ト	ス	申

前
 易
 非
 又
 此
 不
 可
 分
 其
 適
 用
 上
 常
 二
 斯

然... 自白不可分... 其適用上... 牽... 斯

簡易ノモノニ非ズ又此其不可分ニハ法文ノ

示ス可ク、二箇ノ制限アリ其才一ノ制限ハ自白

ヲ要スルニシテ申述ニシテタル事實ニ至ル事實

ニ牽連セザル可カラスト、トニシテ才ニハ此

被告ニ利益ナル申述カ原告ノ反証ヲ以テ打破

ラレザル即チ是ナリ、其ノ適用ニ可ク乃チ被告

今此才ニハ制限ヲ前例ニ適用ス可ク乃チ被告

カ代價、并添十カリ、ト申述ニテ賣買ニ關

又ハ其自白ヲ要スル場合ニ於テハ原告ハ普通

法ニ從テ受取証証人又ハ其他ノ方法ニテ其并

スルコトヲ自白ニナカシ自白ノ占有ハ正權原

不 動 産 ノ 取 戻 請 求 ノ 被 告 カ 必 有 權 ノ 原 告 ニ 屬	ク 可 シ	右 ノ 事 項 タ ル 最 モ 煩 雜 ナ レ ル 尚 ホ 他 ノ 列 挙	ニ 非 サ ル ナ リ	リ 然 レ ト モ 是 レ 自 白 ノ 不 可 分 ヨ リ 生 ス ル 因 縁	レ ハ 其 反 証 列 ル 無 的 事 実 ヲ 証 ス ル ニ 在 レ ル ナ	申 述 ニ 対 ス ル 反 証 最 モ 困 難 ナ ル 可 シ 何 ト ナ	一 分 弁 済 シ タ ル ト ク 自 白 ス ル 場 合 ニ 於 テ ハ 其	又 チ 一 ノ 例 即 チ 被 告 ノ 借 受 シ タ ル モ 全 部 又 ハ	済 ノ 証 ヲ 舉 ゲ ル ヲ 得 ヘ シ 其 由 ヲ 示 シ テ モ 其
--	-------------	---	----------------------------	--	--	---	--	--	---

セ	且	有	尚	シ	テ	得	占	ニ	ス
シ	既	権	ホ	証	原	時	有	基	ル
ニ	三	ヲ	右	シ	告	効	、	ヲ	コ
此	十	自	二	テ	ハ	ヲ	果	ヲ	ト
場	八	白	同	其	占	容	実	申	ヲ
合	年	シ	シ	申	有	易	ノ	速	自
ニ	以	ナ	キ	速	ハ	ヲ	取	ニ	白
於	上	カ	取	ヲ	無	ラ	得	タ	シ
テ	継	テ	戻	打	権	シ	ヲ	タ	ナ
原	續	自	請	破	原	ム	容	リ	カ
告	ニ	已	求	ス	ハ	モ	易	ト	テ
ハ	知	占	ハ	ル	ル	ハ	ニ	セ	シ
正	所	有	被	下	一	ヲ	併	シ	蓋
權	下	ハ	告	テ	又	リ	テ	正	ニ
原	申	正	告	得	ハ	此	実	正	權
テ	速	權	原	ハ	容	場	有	權	原
争	ニ	原	告	シ	假	合	ノ	取	ル
フ	テ	ニ	非	ハ	ナ	即	取		
ニ	テ	基	白		ル	於			
ト	ト	キ	買		一				

不動産ノ取得請求未ニ被答カテ有権ノ原告ニ屬

主	先	へ	令	為	タ	右	有	ヲ	能
事	自	即	自	リ	ル	示	シ	証	ハ
實	白	チ	白	タ	ニ	ル	タ	ス	ス
ニ	ラ	牽	不	ル	因	ル	ル	ル	ト
牽	更	連	可	場	リ	必	ト	ヲ	ス
連	セ	連	分	合	自	友	ヲ	得	ル
ス	シ	条	ニ	ナ	白	証	ス	ハ	モ
ル	ト	件	関	リ	カ	ヲ	レ	久	其
ニ	シ	ニ	ス	蘇	單	以	ハ	或	占
因	テ	関	ル	不	純	テ	則	此	有
リ	陳	ス	他	可	ニ	自	是	時	心
自	述	ル	ハ	本	原	白	是	間	十
白	ニ	制	制	大	告	告	ル	内	年
カ	テ	限	限	以	ノ	喪	可	申	繼
不	事	是	又	知	利	更	シ	於	續
可	實	本	説	テ	益	ヲ	テ	テ	口
分	カ	大	明	同	モ	排	自	自	ル
ノ		相	人	申	ト	斥	ヲ	占	下

主
 事
 實
 二
 牽
 連
 ス
 ル
 ニ
 因
 リ
 自
 白
 カ
 不
 可
 分
 ノ

原	時	強	連	錯	其	原	又	為	モ
由	ニ	暴	セ	誤	約	因	ル	ナ	ノ
ヲ	於	ヲ	ル	ノ	束	或	ニ	レ	ヲ
陳	テ	陳	モ	事	ヲ	ノ	止	タ	ル
述	存	述	ノ	実	為	目	リ	ル	ニ
シ	ス	シ	ナ	タ	シ	的	他	ノ	三
テ	ル	テ	リ	ル	タ	物	ノ	諾	ノ
其	未	自	又	約	ル	或	証	約	新
自	成	白	被	束	ノ	人	拠	拠	例
白	年	ヲ	告	以	ク	ニ	ヲ	ト	ヲ
ヲ	若	變	カ	前	ク	関	有	シ	示
變	ク	更	原	ニ	陳	又	セ	テ	ス
更	ハ	ニ	告	在	述	セ	カ	ハ	可
シ	其	又	若	ル	シ	タ	ル	被	シ
タ	他	ハ	ク	モ	リ	リ	ニ	告	原
ル	ノ	其	ハ	其	ト	錯	被	ノ	告
場	無	約	才	事	セ	誤	告	自	ハ
合	能	束	三	実	レ	ニ	ハ	白	自
カ	カ	ノ	者	ニ	ニ	因	ヲ	ヲ	己
如	ノ	当	ノ	牽	以	テ	ハ	有	ニ

主
事
實
牽
連
ノ
自
白
ノ
不
可
分
一

原	テ	免	分	合	日	前	ハ	挙	キ
則	自	除	ハ	合	其	賦	最	ル	モ
上	白	相	ヲ	ヲ	全	ニ	モ	ニ	亦
ニ	テ	殺	得	想	部	於	容	ト	合
テ	変	又	カ	定	又	テ	易	ヲ	ニ
ハ	更	ハ	ル	ニ	ハ	既	ナ	得	但
然	シ	義	テ	才	一	ニ	ル	ヘ	認
リ	タ	務	ヲ	二	分	被	可	ク	テ
ト	ハ	消	説	ノ	ヲ	告	シ	且	ノ
答	場	滅	キ	陳	各	カ		無	場
ハ	合	ノ	ク	述	添	債		能	合
ハ	モ	其	リ	ハ	ニ	務		力	ニ
ル	亦	他	被	第	タ	ヲ		ハ	於
可	右	ノ	告	一	リ	自		場	テ
カ	ト	原	カ	ノ	ト	白		合	原
ラ	ナ	由	更	陳	陳	シ		ニ	告
ス	リ	シ	改	述	述	ナ		於	反
何	ヤ	陳	債	ト	ス	カ		テ	証
ト		述	務	之	ル	ラ		反	証
ナ		シ	ハ	ヲ	場	後		証	ヲ

一
 一
 義
 務
 有
 威
 方
 去
 一
 其
 義
 務
 一
 相
 牽
 連
 ス
 ル
 モ

務	ト	者	夕	ニ	ハ	是	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
免除	原告	悪意	ル	然	他	等	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ヲ	ノ	ナ	事	レ	方	ハ	方	方	方	方	方	方
陳	反	ニ	実	見	法	中	中	中	中	中	中	中
述	証	於	ニ	キ	比	更	更	更	更	更	更	更
ス	ヲ	テ	牽	ハ	レ	改	改	改	改	改	改	改
ル	以	ハ	連	方	テ	及	及	及	及	及	及	及
ト	テ	ハ	セ	法	テ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ
モ	破	義	至	ト	実	合	合	合	合	合	合	合
最	ル	務	テ	至	際	意	意	意	意	意	意	意
モ	タ	其	ハ	モ	頻	上	上	上	上	上	上	上
容	得	モ	一	自	繁	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
易	ハ	ハ	ナ	白	十	免	免	免	免	免	免	免
ナ	キ	否	リ	セ	ニ	除	除	除	除	除	除	除
リ	更	認	若	テ	レ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ	ホ
ト	改	ス	シ	夕	夕	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
云	又	ル	債	ル	疑	如	如	如	如	如	如	如
フ	ハ	ニ	務	至	ナ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ
	債	ハ										

原
 貝
 工
 元
 必
 上
 答
 一
 可
 之
 不
 相
 十
 十

事又ハ不可抗力ヲ証セザル可カラストスル原

ヲ得ヘシ
被
告
ハ
混
同
ヲ
陳
述
ス
ル
ト
得
ヘ
シ
ト
至
氏
被

被
告
ハ
混
同
ヲ
陳
述
ス
ル
ト
得
ヘ
シ
ト
至
氏
被

告
ハ
一
身
ニ
債
務
者
ト
債
權
者
ト
相
反
對
ス
ル
資
格

ヲ
併
合
ス
ル
事
實
ハ
實
際
甚
ク
稀
ニ
生
ス
ル
英
ニ

ヲ
且
之
ク
調
査
ス
ル
ハ
容
易
ナ
ル
カ
故
ニ
財
産
漏
牙

五
百
四
十
一
条
參
考
被
告
カ
此
矣
ニ
付
キ
妄
ニ
虛
偽

ヲ
陳
述
ス
ル
如
キ
危
險
之
ト
有
ラ
ザ
ル
ハ
シ

履
行
ハ
不
能
及
ヒ
相
殺
ニ
関
シ
テ
ハ
最
モ
困
難
ナ
ル

モ
ノ
ア
リ

履
行
ハ
不
能
ニ
付
テ
ハ
債
務
者
其
申
立
ツ
ル
意
外
ハ

履行、不能、付、債務者、其中、立、リ、意外、

事、又、ハ、不可、抗、力、ヲ、託、セ、サ、ル、可、ク、ラ、ス、ル、原

則、テ、ル、カ、為、シ、多、少、ハ、困、難、~~大~~財、産、漏、才、五、百、四

十、一、条、參、看、蓋、シ、債、務、者、ハ、單、純、債、務、ハ、自、白、ヲ、變

更、ス、ル、キ、其、單、純、ナル、陳、述、ハ、其、利、益、ハ、於、テ、ル、証

拠、ト、看、做、ス、ラ、得、ス、然、レ、氏、單、獨、ニ、ラ、ハ、殆、ト、何

ホ、ノ、價、値、ヲ、有、セ、サ、ル、可、キ、以、陳、述、モ、自、白、ト、牽、連

ス、ル、ト、キ、ハ、一、大、勢、力、ヲ、有、ス、ハ、キ、ニ、ト、ラ、忘、ル、可

カ、ラ、ス、故、ニ、被、告、ハ、履、行、ラ、妨、ケ、テ、ル、意、外、ノ、事、ヲ

陳、述、シ、テ、其、自、白、ヲ、變、更、ス、ル、ハ、勿、論、之、ヲ、毀、滅、ス

ル、ト、ラ、モ、得、ヘ、シ、但、債、權、者、カ、以、陳、述、セ、ラ、レ、タ、ル

ス	箇	且	替	務	告	相	ス	出	事
ハ	債	要	物	ノ	カ	殺	ル	テ	実
シ	務	求	ノ	前	其	ニ	ハ	ス	ノ
財	ノ	期	債	又	債	付	権	シ	存
産	相	ニ	権	ハ	務	テ	能	テ	セ
論	殺	違	者	後	ヲ	ハ	テ	債	リ
カ	アル	ヒ	ト	ニ	自	其	妨	務	ニ
五	ル	ク	為	自	白	論	ケ	者	ト
百	可	レ	リ	テ	ニ	変	ス	ノ	又
二	キ	ハ	タ	其	ナ	ハ		解	ノ
十	テ	全	ル	負	カ	異		急	其
条	ク	部	ニ	担	テ	ナ		ヨ	原
卷	陳	又	其	ス	他	テ		リ	由
省	述	ハ	物	ル	ノ	サ		生	シ
夫	ニ	一	ノ	物	一	ル		シ	意
レ	タ	分	明	ト	方	可		タ	外
相	リ	ニ	確	同	ヲ	ク		ル	ノ
殺	ト	テ	ニ	一	リ	テ		テ	事
ノ	依	テ	シ	ノ	此	ス		テ	ニ
義	定	二	テ	代	債	被		証	

務
 有
 威
 去
 事
 上
 泉
 因
 夕
 元
 因
 ヨ
 明
 十
 里

ル	單	テ	權	得	消	ナ	ト	レ	務
ト	獨	生	ハ	ハ	滅	リ	ト	氏	消
殆	ニ	ス	自	キ	セ	乃	レ	二	滅
レ	成	ル	自	モ	シ	分	是	箇	ノ
ト	立	コ	レ	ノ	メ	弁	レ	債	律
之	ス	ト	タ	ニ	レ	済	此	務	上
レ	ル	ラ	ル	非	ト	更	方	ノ	原
無	ク	得	債	ス	ス	改	法	間	因
レ	得	ハ	務	之	ル	債	ノ	ニ	タ
故	ル	久	後	三	從	務	他	於	ル
ニ	モ	又	ニ	反	來	免	ノ	テ	マ
其	ノ	或	於	心	債	除	方	ハ	固
債	ニ	ハ	テ	テ	務	ノ	ト	何	ヨ
務	シ	何	又	相	ナ	此	大	ホ	リ
自	テ	ホ	ハ	殺	ク	事	ニ	ノ	明
白	之	ハ	其	生	シ	実	異	牽	ナ
ハ	下	関	前	ス	テ	以	ナ	連	リ
債	牽	係	ニ	ル	生	以	ル	アル	姓
務	連	ナ	於	債	シ	テ	所		

ス
ハ
ニ
見
青
派
カ
五
百
二
十
各
卷
省
夫
ナ
ナ
ナ
ナ

者	此	更	=	律	一	權	亦	=	下
=	故	ス	レ	ノ	是	カ	亦	於	異
レ	ニ	ル	テ	認	レ	相	忒	テ	別
テ	左	モ	而	メ	敢	殺	テ	原	ナ
債	ノ	ハ	シ	タ	テ	=	以	告	ル
務	断	ニ	テ	ル	事	因	テ	ハ	訴
ヲ	定	非	此	便	物	リ	完	申	権
自	ウ	ル	理	益	ノ	法	全	述	ノ
白	為	ナ	論	及	自	律	証	=	目
シ	ス	リ	ハ	二	然	上	ヲ	止	的
タ	ニ	テ	証	迅	=	義	供	マ	ト
ル	ト	テ	據	連	出	務	セ	ル	為
ト	テ	テ	ノ	テ	ワ	消	サ	テ	ル
テ	得	テ	一	理	ル	滅	ル	得	テ
テ	テ	テ	般	由	二	ノ	可	ス	得
自	シ	テ	テ	ハ	非	方	カ	シ	可
テ	即	テ	原	ス	之	法	テ	テ	ク
有	テ	テ	則	ル	シ	ハ	テ	通	此
ス	債	テ	ヲ	モ	テ	為	常	人	場
ト	務	テ	変	ノ	法	ル	ノ	合	令

主
張
ス
ル
債
權
ト
ノ
相
殺
ヲ
後
用
ス
ル
ニ
シ
テ
得
ル

又	有	ノ	不	場	ト	猶	ラ	ト	主
心	益	可	動	合	牽	示	提	但	張
改	ノ	有	産	ノ	連	物	定	通	ス
良	費	権	取	例	セ	上	ス	常	ル
ニ	用	ヲ	戻	ヲ	カ	訴	ル	ノ	債
姓	ヲ	追	ノ	英	凡	権	ト	証	権
心	投	認	請	可	資	ニ	キ	扱	ト
ト	シ	シ	求	レ	因	付	ル	方	ノ
ヲ	タ	而	ノ	道	リ	来	政	法	相
主	ル	シ	訴	ヲ	自	方	限	ニ	殺
張	ニ	テ	受	テ	白	二	在	依	テ
シ	ト	其	テ	テ	分	番	ラ	リ	援
タ	即	物	タ	貴	ハ	陳	ス	其	用
リ	テ	三	ル	用	コ	述	ハ	債	ス
ト	其	付	被	テ	ト	カ	ハ	権	ル
セ	物	テ	告	テ	ト	至	ハ	ノ	ニ
セ	ヲ	必	告	テ	ト	タ	得	直	ト
ニ	保	要	カ	テ	ト	此	得	接	ヲ
被	存	又	原	テ	ト	事	結	証	得
告	存	テ	告	テ	ト	実	ス	扱	ス

者
二
ノ
債
務
ヲ
自
白
シ
タ
ル
ト
テ
自
ラ
有
ス
ト

登	法	裁	一	第	改	レ	之	此	ヲ
見	二	判	般	三	定	氏	力	理	得
セ	定	可	二	十	ヲ	前	為	論	ル
ラ	メ	ハ	訴	九	容	段	メ	タ	モ
レ	テ	管	訟	條	易	ニ	更	ル	ト
タ	レ	理	手	非	ナ	示	ニ	甚	認
ル	タ	達	続	非	テ	シ	種	タ	ム
成	ル	カ	ニ	非	レ	タ	々	重	可
ハ	規	民	於	其	公	ル	ノ	要	キ
此	則	事	テ	手	公	設	ノ	ニ	ニ
管	ニ	訴	為	裁	人	例	ノ	レ	非
轄	從	訟	サ	裁	也	ハ	ヲ	テ	ス
達	ハ	法	レ	ニ	ノ	十	典	且	
ハ	有	及	タ	ニ	ノ	分	フ	困	
為	益	七	ル	ノ	ノ	三	ル	難	
メ	ナ	裁	總	ノ	ノ	他	テ	ナ	
ニ	ル	判	テ	ノ	ノ	ノ	得	ル	
瑕	ト	可	ノ	ノ	ノ	ノ	其	ヲ	
疵	キ	ハ	事	ノ	ノ	ノ	正	以	
ヲ	ニ	成	ハ	ノ	ノ	ノ	然	テ	

單純
 十九
 陳述
 止
 立
 証
 為
 十
 十

受クルモノアリ

然ルニ少女モ一般原則上裁判ニ於テ為シ

ル自白ニ付テハ此ノ如クナラス縦令自白ハ訴

訟手續ノ間ニ為サレタリト雖モ殆ト訴訟上必

然ルニトニ非ス偶然ニ其手續ニ関スルノミ之

ヲ要スルニ自白ハ當事者ノ所為ニテ裁判ニ

ノ所為ニ非ス故ニ裁判ニ管轄違ハ當事者ノ

陳述ノ効力ヲ減殺スルモノニ非ス蓋シ其陳述

ニ証拠カヲ附スルニ元來當事者カ此陳述ヲ為

サシニ付キ利益ヲ有スルニ拘ハラス此陳述

シ為スカ為テ其陳述スルニ真実ナリトスル推

付
之
考
ル
二
此
管
轄
違
ハ
債
務
ハ
利
益
ハ
三

ヲ
為
ス
カ
為
メ
其
陳
実
ヲ
以
テ
眞
実
ナ
リ
ト
ス
ル
推

定
ニ
基
テ
モ
ハ
ナ
リ
当
事
者
カ
自
白
ヲ
為
シ
タ
ル
ト

キ
此
自
白
ヲ
認
メ
タ
ル
裁
判
所
ニ
実
ニ
本
案
ハ
判
決

ヲ
為
ス
管
轄
權
ヲ
有
セ
サ
リ
シ
ト
ス
ル
モ
然
レ
氏
尚

其
裁
判
所
ニ
於
テ
生
ジ
タ
ル
ヲ
檢
証
ス
ル
ハ
權
カ
ア

ル
官
衙
ヲ
ル
ヲ
妨
テ
サ
ル
ナ
リ
債
務
ハ
且
テ
裁
判
所
ニ

故
ニ
例
ハ
ハ
対
人
訴
訟
ヲ
受
テ
タ
ル
裁
判
所
ハ
債
務

者
ハ
住
所
ハ
地
ノ
裁
判
所
ニ
非
サ
リ
シ
ニ
債
務
者
ハ

該
裁
判
所
ニ
於
テ
已
レ
ハ
債
務
ヲ
追
認
セ
ル
場
合
ニ

付
テ
之
ヲ
考
ル
ニ
此
管
轄
違
ハ
債
務
ハ
利
益
ハ
三

若クハ
討入
ノ民事
訴么
カ行
文裁
判
元
ニ是
出
セ

モ	ス	ニ	該	閥	ヲ	右	カ	理	ノ
ノ	ル	該	裁	ス	有	ニ	為	由	為
ニ	ノ	裁	判	ル	セ	及	メ	ア	メ
不	資	判	判	管	サ	レ	之	ル	ニ
利	格	判	判	轄	ル	テ	ク	カ	該
益	ヲ	判	判	達	ル	若	正	故	ケ
ナ	有	ハ	其	ナ	ハ	シ	当	ニ	テ
ル	セ	権	訴	リ	是	裁	ニ	被	レ
判	ス	利	訟	故	レ	判	援	告	タ
変	而	ノ	ヲ	ニ	絶	判	用	ハ	リ
ヲ	シ	基	提	如	对	カ	ス	已	ト
為	テ	本	起	何	ニ	事	ル	シ	虫
サ	此	ニ	ス	ナ	シ	物	下	ノ	モ
ル	訴	関	ル	ル	テ	ニ	テ	自	前
ヲ	訟	ス	下	場	且	関	得	白	ニ
得	ヲ	ル	ヲ	合	公	ニ	サ	ラ	指
ス	為	自	得	ニ	ノ	テ	ル	打	示
物	レ	白	サ	於	秩	管	可	消	シ
上	タ	ラ	ル	テ	序	轄	シ	サ	タ
	ル	檢	カ	モ	ニ	權		ル	ル
		証	故						

訟	同	之	若	ヲ	ル	不	然	テ	若
、	一	夕	シ	以	ル	ニ	レ	レ	ク
休	ナ	ル	自	テ	モ	於	レ	夕	ハ
止	ル	日	白	裁	、	テ	法	ル	対
ハ	論	ハ	カ	判	ニ	為	律	場	入
訴	爰	相	手	买	非	シ	ハ	合	ノ
訟	テ	对	續	、	ス	夕	公	、	民
手	下	的	、	自	此	ル	ノ	如	事
續	サ	管	休	白	自	自	秩	キ	訴
、	、	轄	止	ト	白	白	序	即	訟
久	ル	遠	ト	シ	ハ	ニ	ニ	テ	カ
シ	テ	、	為	テ	次	總	関	是	行
ク	得	場	リ	價	歎	テ	ス	ナ	政
中	ス	合	夕	値	ニ	ハ	ル	リ	裁
絶	何	ニ	ル	ヲ	示	効	管		判
シ	ト	於	訴	有	シ	カ	理		买
夕	ナ	テ	訟	ス	夕	ヲ	遠		ニ
ル	レ	モ	上	可	ル	失	、		提
ヨ	ハ	之	ニ	シ	効	ト	裁		出
リ	訴	ト	生		カ	シ	判		セ

毛
 一
 不
 利
 益
 ナ
 ル
 判
 爰
 テ
 為
 サ
 ル
 ヲ
 得
 ス
 物
 上

ノ	告	論	ラ	シ	利	右	又	無	生
利益	ナ	ナ	其	タ	益	ノ	原	効	ス
ノ	ル	リ	自	ル	ア	變	告	ナ	ル
抛	片	ト	白	ト	ル	定	ノ	ラ	モ
棄	ハ	ス	ノ	キ	事	ヲ	方	シ	ノ
ラ	原	而	効	ハ	実	適	ヨ	ム	ニ
含	告	シ	カ	原	ヲ	用	リ	ル	シ
包	ノ	テ	ラ	告	自	ス	シ	ニ	テ
ス	願	若	破	ハ	白	可	テ	止	純
ル	下	シ	壞	其	シ	シ	訴	ル	然
ニ	ハ	自	ス	訴	テ	若	訟	ノ	タ
非	變	白	ル	訟	被	シ	ノ	ニ	ル
ス	シ	ヲ	コ	ヲ	告	原	願	下	訴
テ	テ	為	ト	願	カ	告	下	ア	訟
テ	其	シ	能	下	此	ニ	リ	リ	ノ
反	得	タ	ハ	ケ	自	シ	シ	シ	可
テ	タ	ル	カ	テ	白	テ	被	片	為
原	ル	モ	ル	以	ラ	被	告	モ	ノ
告	自	ノ	ハ	テ	受	告	ニ	亦	ニ
	白	被	勿	自	諾	ニ			ヲ

カ
其
目
年
方
日
川
自
白
ヲ
得
タ
ル
カ
改
ニ
同
後
其
任

利益ノ拋棄ヲ含意スルニ非スニテ反テ原告

カ其相争方ヨリ白白ヲ得タルカ故ニ尙後其任

意ノ履行ヲ希望スルヲ得ルカ故ニ最早訴訟ヲ

継続スルニ及ハスト信ニタリト推測スルヲ得

ヘシ

第四十條

書類、追認、請求ヲ受テタル当事者カ該書類

ニ付キ明確ナル否認ヲ為サレニ於テハ其追

認ヲ為ルモノト看做サレ得ルカ如ク才ニ

十條參看) 当事者ノ係争ノ事實ニ付テ認否ヲ為

ス為メ合式ニ召喚口ヲレテ而シテ政明確、認

否
ラ
為
ス
一
ク
拒
ム
ハ
該
事
実
ヲ
自
白
セ
リ
ト
者

做
サ
ル
一
ク
得
ヘ
シ
或
ル
事
実
ニ
付
キ
認
否
ヲ
述

ハ
シ
メ
レ
カ
為
メ
斯
ク
当
事
者
ヲ
遲
滞
ニ
付
ス
ル
一

ハ
証
人
訊
問
ノ
豫
備
ト
シ
テ
之
ヲ
為
ス
一
ク
得
ヘ
ク

或
ハ
事
実
陳
述
ヲ
為
サ
シ
ム
ル
為
メ
裁
判
官
ノ
面
前

ニ
召
喚
シ
テ
之
ヲ
為
ス
一
ク
得
ヘ
シ
民
事
訴
訟
法
ハ

此
點
ニ
自
白
ノ
推
定
ニ
関
ス
ル
諸
条
件
ヲ
示
ス
可
キ

ナ
リ

第
四
十
一
條

裁
判
上
ノ
自
白
ハ
無
論
口
頭
ノ
モ
リ
タ
リ
然
レ
ト
モ

当
事
者
ノ
一
方
カ
或
ハ
事
実
變
若
ク
ハ
疾
病
ニ
因
リ
或